別紙1 環境基本計画第5章(案) (審議事項1、2関連)

第5章 各柱の施策

各施策群の見方

【施策群目標】

柱ごとに施策群を設け、さらに目標を設定 しています。

【関連計画】

含まれる計画名を記載 しています。

【成果指標】

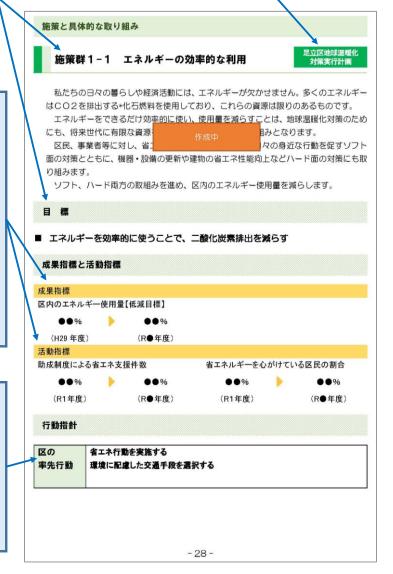
目標の達成状況を数値で把握します。

【活動指標】

成果指標につながる活動や取組状況等を把握します。

【行動指針】

区の率先行動、区民・ 事業者等の役割を柱ごと に記載します。(第8章 も併せて参照)



【施策】

計画期間内に取り組む主な施策を、項目ごとに一覧表で表示しています。

①身近な省エネ行動の促進 ■点 地球温暖化対策の必要性のわかりやすい啓発 ■点 国民運動(クールチョイス)の普及啓発やクール・ネット東京との連携 ■点 事業者と連携した省エネ行動の拡大 ■点 SNSを活用した省エネ行動の情報発信 つながる取組みへの発展 向けの取組み **重点** 省エネキャンペーンの実施 エコドライブの啓発 旬の食べものや食材の地産地消の啓発 ②高効率な設備・機器への更新 ■点 省エネ設備・機器の情報提供 ■点 省エネ設備・機器への買い替え支援 ■点 補助制度利用者への調査による効果の把握 重点 家庭用燃料電池(エネファーム)など高効率な設備・機器の導入促進 **重点** ノンフロン機器への転換促進 <u> 重点</u> 蓄電池、HEMS等の導入促進 区施設の設備・機器の計画的な更新 補助によらない普及のしくみの検討【中長期的な取組】 CO₂削減効果を踏まえた補助制度の見直し【中長期的な取組】 ③建物の省エネ性能の向上 ■点 新築建物の省エネ性能向上のための対策の推進 ■点 断熱性能の向上や設備・機器の更新による建物の省エネ対策の促進 ■点 遮熱塗装や二重窓の導入促進 ■点 住宅の省エネ性能表示制度のPR 新築、改築する区施設の省エネ化の推進 区施設の設備・機器の計画的な更新 **重点** 既存建物の改修を促すための誘導策の検討【中長期的な取組】 ④低炭素な交通手段への転換 ■点 公共交通・自転車を優先的に利用した移動の促進 エコカーへの買い替え促進 自転車利用の環境整備

【重点施策】

区の現状や社会動向を ふまえ、特に重要性、緊 急性、効果の高い施策を 重点項目と位置づけてい ます。

【コラム】

わかりにくい言葉や内容について、コラムとして写真や図を掲載し、説明を加えています。

柱1 地球温暖化・エネルギー対策

- ■足立区地球温暖化対策実行計画
- ■足立区における気候変動の影響に備える計画(足立区気候変動適応計画)

























目標

エネルギーを賢く使うとともに、 気候変動に適応できるまちをつくる

現状と課題

1 エネルギー使用量と二酸化炭素排出量

2018(平成30)年度の区内のエネルギー使用量を部門別にみると、家庭部門が39.5% と最も多く、次いで運輸部門が29.6%、オフィスや商業施設などの業務部門が21.4%と続きます。

二酸化炭素排出量では、家庭部門が 38.7%と最も多く、次いで業務部門が 24.3%、 運輸部門が 23.2%となっており、東京都全体の部門別割合と比較すると、当区は家庭部 門及び運輸部門の割合が大きいという特徴があります。

また、二酸化炭素排出量は 2,146 千 t-CO₂、2013 (平成 25) 年度比で 16.1% (412 千 t-CO₂) 減少しており、全体的には微減傾向で推移しています。

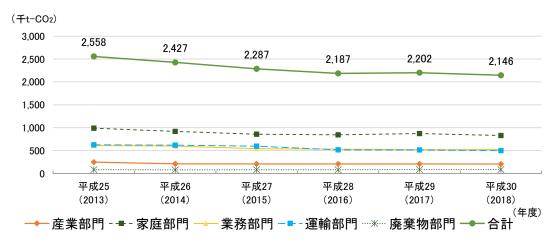


図 二酸化炭素排出量の推移

出典 オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)をもとに作成

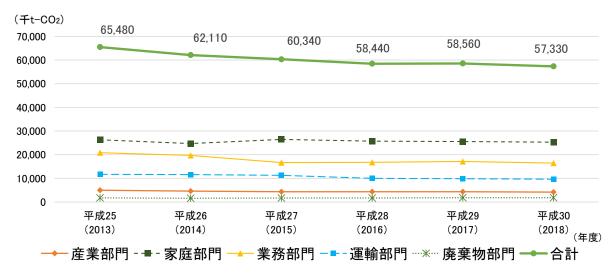


図 東京都の二酸化炭素排出量の推移

出典 東京都環境局「都における最終エネルギー消費及び温室効果ガス排出量総合調査」をもとに作成

区内のエネルギー使用量及び二酸化炭素排出量は、家庭部門と運輸部門の占める割合が大きいという特徴があるため、家庭部門からの排出量の削減に向けて、より一層、区民の理解と協力を得る取組みを推進することが必要です。また、自動車からの排出量の削減に向けても、対策を強化する必要があります。

2 再生可能エネルギーの活用

太陽光発電システム設置費補助金などによる支援を推進しており、2020(令和2)年度の補助件数は183件、前年度より41件の増加です。また、区全体の太陽光発電システム導入容量は30,087kWで23区中第3位となっています。

公共施設をはじめ、民間施設や住宅においても、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーの活用を、より一層拡大していくことが必要です。

3 二酸化炭素吸収量

区では、認証を受けた森林吸収系のオフセット・クレジットを友好都市等から調達し、カーボン・オフセットを実施しています。2020(令和2)年度は、足立清掃事務所の電力使用に伴う CO₂排出量 225 t のうち、210 t (約93%)のカーボン・オフセットを実施しました。

区や区民による緑化、友好都市との連携による森林整備等により吸収量を見える化することで区民の関心と協力を得て、CO2吸収量をより一層拡大していくことが必要です。

4 気候変動による影響・被害

温室効果ガスの濃度は上昇傾向にあり、地球温暖化も進んでいます。その影響により、すでに各地に夏の暑さや、極端な気象現象の増加などによる影響が現れ始めています。 特に都市部では、ヒートアイランド現象も加わり、猛暑日や熱帯夜が増加傾向にあります。2020(令和2)年度に熱中症で搬送された患者数は、区内で400人です。そのう ち亡くなられた方は 17 人で、そのうち 65 歳以上の方が 12 人となっています。

また、「ゲリラ豪雨」と呼ばれる現象も増加しており、都市型の水害などのリスクも増えています。

今後も猛暑日や熱帯夜が増え、台風や水害による被害が増加していくことが予想される ため、区民の生命と財産を守るためには、気候変動による被害に備える対策と、区民への 周知・啓発の推進は、喫緊の課題であると言えます。

施策群1-1 エネルギーの効率的な利用



地球温暖化による気候変動の影響により、毎年のように深刻な被害がもたらされているなか、区では2050(令和32)年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指しています。

限りあるエネルギーをできる限り効率的に使い、区民・事業者・団体等と連携を図り、 オール足立で二酸化炭素排出量を減らすことは、将来世代に持続可能な社会をバトンタッ チしていくためにも欠かせない取組みです。

区民、事業者等に対し、省エネをわかりやすく啓発し、日々の身近な行動を促すソフト 面の対策とともに、機器・設備の更新や建物の省エネ性能向上など、ハード面の対策にも 取り組むことで、区内のエネルギー使用量の減少を推進します。

目標

■ エネルギーを効率的に使うことで、二酸化炭素排出を減らす

成果指標と活動指標

成果指標

区内のエネルギー使用量【低減目標】

現状値 目標値 (直近の実績) 18,679TJ 23,175TJ[※] (2013 年度比▲30%) (2018 年度) (2024 年度)

目標値 14,409TJ (2013 年度比▲46%) (2030 年度)

活動指標

助成制度による省エネ支援件数

新規設定により 実績なし (2024 年度) 410 件 (2030 年度)

省エネルギーを心がけている区民の割合

 46.4%
 70%
 75%

 (2020 年度)
 (2024 年度)
 (2030 年度)

※ TJ(テラジュール)…テラは 10 の 12 乗のことで、ジュールは熱量単位

SDGsが目指す目標(ターゲット)との関連



7.3 エネルギー効率の改善率を増や す



9.4 資源利用効率の向上とクリーン 技術及び環境に配慮した技術・ 産業プロセスの導入拡大により 持続可能性を向上させる

① 身近な省エネ行動の促進

●CO₂排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発信	変更
○地球温暖化対策の必要性のわかりやすい啓発	変更前

- ●事業者の省エネ行動の拡大
- ●高齢化対策につながる取組み
 - クールスポットの活用による高齢者の熱中症対策や孤立防止など
- ●大学等と連携した若年層向けの取組み
- ●省エネキャンペーンの実施
- ●Aメールやクックパッド「東京あだち食堂」等を通した旬の食べものや食材の地産地消の啓発

② 高効率な設備・機器への更新

●省エネルギーにつながる高効率で環境に配慮した設備・機器の情報提供・普及促進	変更
○省エネ設備・機器の情報提供、高効率な設備・機器の導入促進	変更前
●効果的な補助制度と継続的な普及のしくみの検討	変更
○補助によらない普及のしくみの検討	変更前
●区施設の設備・機器の計画的な更新	
●事業者のフロン排出防止策に向けた事業者への普及・啓発	追加

③ 建物の省エネ性能の向上

- ●新築建物の省エネ性能向上や法令等への適合のための対策の推進
- ●遮熱塗装や二重窓の導入支援による断熱性の向上
- ●HEMS の導入支援による建物の省エネ対策の促進
- ●住宅の省エネ性能表示制度のPR
- ●新築、改築する区施設の省エネ化の推進

④ 低炭素な交通手段への転換

- ●公共交通・自転車を優先的に利用した移動の促進
- ●エコドライブの啓発

●ZEV への買い替え促進

●自転車ナビマークの整備やシェアサイクルの普及促進による自転車利用 の環境整備	変更
○自転車利用の環境整備、シェアサイクルの普及促進	変更前
●区公用車両の ZEV 化	追加

施策群 1-2 再生可能エネルギーの利用拡大

太陽・水・風・地熱などの再生可能エネルギーの利用拡大は、化石燃料の利用を減らし、 二酸化炭素の排出削減につながります。再生可能エネルギーの中で最も利用しやすい太陽 エネルギーについて、区民、事業者等への導入支援と、区施設へ率先的に導入を進め、区 内で創出する再生可能エネルギーを増やします。

あわせて、多様な二酸化炭素を排出しない、または排出量が少ない低炭素エネルギーに 関する情報収集を進め、導入の可能性を検討します。

目/標

■ 二酸化炭素排出量が少ないエネルギー源に切り替えて、排出量を減らす

成果指標と活動指標 2020 年度の実績は 8月頃判明予定 成果指標 再生可能エネルギーの導入による二酸化炭素排出削減効果量 29,000t-CO₂ 22,000t-CO₂ • t-CO₂ (2020年度) (2024年度) (2030年度) 活動指標 区の助成による年間の太陽光発電の導入量 850kW 1,000kW 827kW (2020年度) (2024年度) (2030年度) 再生可能エネルギーの導入量(累計) ● kW 45.000kW 61.468kW (2020年度) (2024年度) (2030年度)

SDGSが目指す目標(ターゲット)との関連



- 7.2 再生可能エネルギーの割合を増 やす
- 7.3 エネルギー効率の改善率を増や す



- 13.1 気候関連災害や自然災害に対 する強靭性と適応能力を強化 する
- 13.2 気候変動対策を政策、戦略及 び計画に盛り込む
- 13.3 気候変動対策に関する教育、 啓発、人的能力及び制度機能 を改善する

① 太陽エネルギーの利用促進

- ●太陽光発電、蓄電池、太陽熱利用システムの導入支援
- ●あだち・そらとつながるプロジェクトの活用
- ●区施設における太陽エネルギー利用機器の率先導入
- ●住宅や事業所の新築・改築時の太陽エネルギー導入を促進するしくみの検討

② 低炭素エネルギー導入可能性の検討

- ●技術の動向や先進事例等に関する情報収集
- ●電力会社別の CO₂排出係数など、低炭素なエネルギーを選択するための情報提供
- ●区施設への多様なエネルギーの導入可能性の検討
- ●東京都の動向を踏まえた水素エネルギー活用の検討

施策群1-3 二酸化炭素吸収量を増やす取組みの推進

緑は、二酸化炭素を吸収するとともに、ヒートアイランド現象の緩和、災害時の延焼防止、さらには、私たちの生活にうるおいとやすらぎを与えてくれます。

区内の限られた緑を保全していくとともに、まちなかの緑化の推進を図りつつ、他の地域と連携しながら、木材の利用や森林吸収系のカーボン・オフセットを推進し、二酸化炭素吸収量を増やす取組みを進めます。

目標

■ 二酸化炭素吸収量を増やすことで実質ゼロにつながる

成果指標と活動指標

成果指標					
区内の二酸化炭素	吸収量				
3,744t-CO ₂		3,900t-CO ₂		4,000t-CO ₂	
(2019 年度)		(2024 年度)		(2030年度)	
活動指標					
樹木被覆地率*					
9.4%		9.8%		10.2%	
(2017 年度)		(2024 年度)		(2030年度)	
緑化活動に実際に	参加した	区民の割合			
13.5%		17.4%		18.9%	
(2020年度)		(2024 年度)		(2030年度)	
※ 緑の実態調査を実施	をする概ね	5年おきに実績を確認する	指標		

SDGSが目指す目標(ターゲット)との関連



15.2 森林の持続可能な経営を実施 し、森林の減少を阻止・回復と 植林を増やす



17.17 効果的な公的・官民・市民社 会のパートナーシップを推進 する

① CO₂吸収量を増やす取組みの推進

●民間施設への緑化指導や緑化基準に基づく緑化の推進	変更
○緑化基準に基づく緑化の推進、民間施設への緑化指導→統合	変更前
●友好都市や荒川上流沿川の森林保全とカーボン・オフセットの活用・普及 啓発	変更
〇カーボン・オフセットの普及啓発	変更前
●新築する区施設での木材利用の推進	
●区民・事業者への木材利用の呼びかけ	
◆ 建築時の木質化支援の検討と、木材の活用方法の PR	追加
●森林等の吸収源対策の推進	追加



気候変動による影響は、洪水被害や熱中症をはじめとして、様々なかたちで区民生活にも現れており、その影響がますます大きくなることが予想されます。そのため、温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」を進める努力のみならず、温暖化がもたらす被害にあらかじめ備えることで、回避・軽減していく「適応策」も同時に推進します。

目標

■ 暑熱、気象災害の被害を少なくする

成果指標と活動指標

成果指標

熱中症や気象災害による死者※【低減目標】

17 人 〇人 (2020 年度) (2024 年度)

活動指標

熱中症で搬送される患者数【低減目標】

河川の氾濫時の避難場所を決めている 区民の割合

400 人 320 人 77.0% 80.0% (2020 年度) (2024 年度) (2024 年度)

※ 気象災害は、自然災害のうち、風水害(洪水、土砂災害、竜巻等突風のみ)が対象

SDGSが目指す目標(ターゲット)との関連



11.b 総合的な災害リスク管理を策定 し、実施する



- 13.1 気候関連災害や自然災害に対 する強靭性と適応能力を強化 する
- 13.2 気候変動対策を政策、戦略及び計画に盛り込む
- 13.3 気候変動対策に関する教育、 啓発、人的能力及び制度機能 を改善する

① 自然災害対策の推進

●洪水時の避難行動計画の作成支援などの集中豪雨等の災害対策の推進	変更
〇集中豪雨等の災害対策の推進	変更前
●ハザードマップやマイ・タイムラインの普及拡大	追加
町会・自治会へのマイ・タイムラインの導入促進	追加
●足立区防災ナビの普及拡大	追加
●無電柱化の推進	追加
●水害や渇水対策の推進	

② 健康被害対策の推進

●熱中症対策の推進

●クールスポットの利用促進	追加
●ドライ型ミスト設備の設置検討	追加
●ヒートアイランド対策の推進	追加
●極端な気象や夏の長期化等に対応した既存対策の強化	
●感染症対策の推進	追加
●行政手続のオンライン化の促進	追加

③ 気候変動の影響等の情報収集と影響への対応の啓発

●熱中症予防情報メール等の普及・啓発

- ●気候変動の影響予測の情報収集と影響への対応の啓発
- ●中長期的な気候変動を考慮した住まいや暮らしなどライフスタイルの検討
- ●区内事業者への気候変動による自然災害や熱中症等の被害回避·軽減 支援

追加

追加

循環型社会の構築 柱2

- ■足立区食品ロス削減推進計画
- ■足立区プラスチックごみ削減方針

























目標

くらし方の工夫で、ごみを減らすとともに 資源循環するまちをつくる

現状と課題

ごみの排出量

2020 (令和2) 年度の区が収集しているごみと事業系持込ごみの量を合わせると●● t となり、前年度と比較して約●●%の減少でした。ここ数年の状況をみると、微減傾向 で推移しています。

ごみの排出量をさらに減少させるためには、区民に対するごみ出しルールや分別方法、 ごみ減量の呼びかけ等を、より一層きめ細やかに発信していく必要があります。

また、さらなる高齢化の進展や区民のライフスタイルの多様化に合わせた、ごみ処理の 方法等を検討していく必要もあります。



図 ごみ排出量の推移 出典 足立の環境

2 資源回収量

2020(令和2)年度の資源回収量は27,856tで、このうち行政回収が19,377t(約70%)、集団回収が8,478t(約30%)です。行政回収の資源は増加傾向にありますが、集団回収による古紙の回収量が落ちているため、全体としては減少傾向にあります。ただし、2020(令和2)年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、在宅勤務が増えるなど、区民の生活様式も大きく変化したため、資源回収量も増加しました。

今後、リユースやリサイクルに対する一層の意識向上をはかりつつ、資源化の対象品目 を拡大する等の取組みを進めることが必要です。



図 資源回収量の経年変化 出典 数字で見る足立

大規模事業所の食品ロス推計 量は令和3年8月頃に判明

3 食品ロス量の削減

2019 (令和元) 年度の家庭系食品□ス推計量は 7,519t、事業系食品□ス推計量のうち、大規模事業所は●●t (約●●%)、小中規模事業所は 1,550t (約●●%) で、区内の食品□ス推計量の合計は●●t です。

食品ロス削減に向けた取組みとしては、区内5カ所にフードドライブ常設窓口を設置し、回収された食品は、食品を必要としている団体や施設に届けています。2021(令和3)年3月末時点で4,778品(1,663kg)の食品が届けられました(2017(平成29)年度~2020(令和2)年度実績)。なお2020(令和2)年度の回収実績は1,797品(850kg)で、2019(令和元)年度の1,578品(407kg)を大幅に上回っており、常設窓口設置以降、回収量は毎年増加しています。

家庭や飲食店などにおける食べ残しや賞味期限切れ食品の廃棄などによる「食品ロス」を削減するためのしくみづくりとともに、フードドライブやマッチングアプリの周知、区民への普及啓発が必要です。

4 プラスチックごみ削減

プラスチックごみ削減への関心が高まる中、区では、啓発物品等に使い捨てプラスチックの使用を控えるとともに、外部の方が出席する会議のペットボトル等の提供をやめ、マイボトルの持ち込みをお願いしています。また、ペットボトルキャップやインクカートリッジの再資源化等、分別の徹底を図っています。

公共施設におけるプラスチックごみの削減策についても更なる検討を進めていきます。

区民に対しても、より一層マイバッグ、リユース食器、ウォーターサーバーの活用、適正な ごみの分別等の周知を徹底し、ポスターコンクールをはじめ、様々な形で取組みを呼び掛け ていく必要があります。 私たちの日々の暮らしのなかでは、様々なごみが発生します。しかし、そのごみの排出 量を抑えることは、循環型社会を形成する上で、とても大切な取組みです。

近年、注目されている食品ロスについても、発生させないことを重視した上で、それで も余ってしまう食品は有効活用を図る必要があります。

また、海洋汚染の原因とも言われているプラスチックごみについても、使用をできるだけ抑えるとともに(リデュース)、再利用(リユース)、リサイクルの順で取り組んでいく必要があります。

日々のごみを減らすために、区民や事業者が具体的に行動できるような啓発や情報発信をしていきます。無駄になる資源の削減にも積極的に取り組み、循環型社会を目指していきます。

目標

■ 廃棄物の量を減らす

成果指標と活動指標

成果指標

区が把握できる廃棄物の量(区収集ごみ+資源化物+事業系持込ごみ)【低減目標】

● t 188,000t 2020 年度実績は (2020 年度) (2024 年度)

活動指標

区内のごみ量(区収集+事業系持込)

【低減目標】

171,238t 158,400t (2020 年度) (2024 年度) 1人1日あたりの家庭ごみ排出量

【低減目標】

547.2g 470g (2020 年度) (2024 年度)

SDGSが目指す目標(ターゲット)との関連



2.1 飢餓を撲滅し、安全で栄養のあ る食料を得られるようにする



- 12.3 世界全体の一人当たりの食料 廃棄を半減させ、生産・サプラ イチェーンにおける食品ロスを 減らす
- 12.5 廃棄物の発生を減らす

① 日常的なごみ減量行動の促進

●食品ロスを削減する行動の習慣化を推進

追加

- ◆ 買い物に行く前に冷蔵庫をチェックし、必要なものを買う
- ◆ 量り売りやバラ売りなどを活用し、食べきれる分だけ買う
- ◆ 必要な分だけ調理し、食品ロス削減レシピ活用等により食材を使い切る
- ◆ 冷蔵庫の整理や在庫の把握による賞味期限切れ防止

追加追加

●プラスチックごみの発生抑制

追加

◆ 使い捨てプラスチック容器包装等のリデュース、使用後の分別意識向 上、リサイクル、不法投棄防止を含めた適正な処分の確保の普及啓発

追加

- → マイバッグを利用するとともに、使い捨てのものではなく何度も使えるものや詰め替え可能な製品を買う
- ●ごみの量や重さを減らす取り組みの推進

追加

◆ ごみを出す前につぶしたり、水分を除くなど、容積や重量を減らしてから 排出する取り組みの推進

追加

- ●ごみの出し方や分別のわかりやすい PR
- ●ごみ出しアプリなど情報提供の多言語化推進
- ●処理経費の発信等ごみ施策の「見える化」の強化

② 資源ロスの削減

●食品や資源になる紙類等の資源ロス削減

●食品ロス削減につながる消費行動の啓発	変更
○食品ロス問題の啓発	変更前
◆ 商品棚の手前から取る、賞味期限の理解促進、ドギーバッグ推進の検討 など、食品ロス削減につながる行動の啓発	追加
●食品ロス削減につながるフードドライブやフードバンク、フードフェアリングの推進	変更
〇外食産業や NPO と連携したフードバンクの活用	変更前
O外食産業や NPO と連携したフードハングの活用 ◆ フードシェアリングサービス(アプリ「TABETE」)の区内の参加店舗の拡 大	変更前 追加
◆ フードシェアリングサービス(アプリ「TABETE」)の区内の参加店舗の拡	

●防災備蓄食品の積極的な有効活用	追加
◆ 東京都が行う(防災備蓄)未利用食品マッチングシステムの活用	追加
●使い捨てプラスチックの使用の抑制	追加
◆ 使い捨てプラスチックに依存しない生活様式の普及・啓発	追加
●簡易な容器包装への転換の促進	
●マイボトル専用の給水スポットの設置	追加
◆ 区施設へのマイボトル専用の給水スポット(ウォーターサーバー)の設置	追加

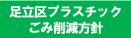
追加

●公共施設の自動販売機において、原則プラスチックを使用しない飲料のみ

③ 身近なリユースを促すしくみづくり

の販売への切り替えを検討

- ●イベント等におけるリユース食器の利用促進
- ●Rのお店の PR による、ごみ減量・リサイクル推進店の利用促進 Rのお店…区ではリサイクル商品の積極的な販売や買い物袋の持参を推奨するな ど、環境保全に配慮した取組を積極的に行う小売店を登録し紹介してい ます。
- ●事業者等との連携により、家庭の不用品がごみにならないよう再利用を促すしくみの 検討



循環型社会を構築する上で、限りある資源を有効活用していくことは欠かせません。ご みとして捨てられているものの中にも、資源がたくさん含まれています。2019(令和元) 年度は燃やすごみの中に資源が 16.8%含まれていました。2018(平成 30)年度実績 は 16.4%、2017 (平成 29) 年度実績は 13.9%となっており、毎年増加が続いている 状況です。資源の再利用を促進するための情報提供や新たな資源化品目を検討し、持続可 能な資源利用へと転換していきます。

目/標

■ 分別ルールに基づき排出された廃棄物を効率的に収集し、処理する

成果指標と活動指標

成果指標

燃やすごみに含まれる資源化物の割合

16.8%

14.8%

(2019年度)

(2024年度)

活動指標

適正排出のための指導(ふれあい指導)

件数【低減目標】

雑紙(ざつがみ)※を燃やすごみではなく、

資源として出している区民の割合

2.487 件

1.632 件

(2020年度)

(2024年度)

世論調査の新規項目 2021 年度実績を踏まえ目標値を設定

※ 雑紙…家庭から排出される古紙のうち、新聞、雑誌、段ボール、紙パックのいずれの区分にも入らないもの(パンフレ ット、コピー用紙、お菓子などの包装紙等)

SDGsが目指す目標(ターゲット)との関連



14.1 海洋汚染を防止・削減する



17.17 効果的な公的・官民・市民社 会のパートナーシップを推進 する

① 排出ルールの周知徹底とごみ集積所の美化

- ●ふれあい指導による排出指導の強化
- ●資源持去り対策の強化
- ●区民、区内事業者への排出ルールの周知徹底
- ●看板の設置やキャンペーンの実施などによる不法投棄防止対策の推進
- ●折り畳み式ごみ収集ボックス(とりコン)の設置などによる不適正な排出をされない集 積所美化対策の推進
- ●し尿の適正処理の推進

② 事業系廃棄物の処理責任の徹底と適正処理の向上

- ●正しい廃棄物の処理方法の啓発及び排出指導
 - ◆ 排出指導

●事業系有料ごみ処理券の貼付指導と貼付向上に向けた取り組み	変更
○事業系有料ごみ処理券の貼付指導	変更前

- ●区収集基準非該当事業者の区収集から許可業者への切り替え指導
- ●廃棄物管理責任者講習会の実施
 - ◆ 廃棄物管理責任者講習会
- ●優良排出事業者への感謝状の贈呈
 - ◆ 感謝状贈呈式
- ●事業系有料ごみ処理券貼付率 100%に向けた適正処理のしくみの検討

●区として率先して行う取り組み	追加
◆ 区の物品調達における使い捨てプラスチックの使用の禁止、職員による 率先行動の推進	追加
●マイボトル持参の定着化の推進	追加
◆ 区内事業者と連携し、ウォーターサーバーを提供する事業者の案内等、区民がマイボトルを常用するための環境づくりの推進	追加
●プラスチック分別	追加
◆ プラスチックの分別回収の検討	追加
●事業者に対するプラスチックごみ削減協力要請	追加
不要な包装の廃止、使い捨て容器からリターナブル容器への切り替え、 マイボトル・マイバッグの推進	追加

③ 社会状況の変化に即した適正処理のしくみづくり

●新たな清掃事業運営体制の検討と効率的な収集運搬体制の確立	変更
○効率的な収集運搬体制の確立、新たな清掃事業運営体制の検討	変更前
●家庭ごみの有料化についての検討	
●高齢者や障がい者を考慮したごみ収集(戸別訪問収集)の実施	

●遺品整理や生前整理に係るごみの出し方相談や事業者紹介の実施

④ 災害廃棄物の対策強化

- ●特別区災害廃棄物の共同処理の検討
- ●事業者と連携した共同処理のしくみの検討

施策群2-3 持続可能な資源利用への転換



家庭ごみと事業系ごみの適正な排出を促すとともに、より効率的な収集運搬体制を構築します。あわせて災害廃棄物の対策強化を推進します。

目標

■ 事業者との連携により、廃棄物の資源化を進める

成果指標と活動指標

成果指標		
資源化率		
19.98%	21.5%	
(2020 年度)	(2024 年度)	
活動指標		
資源買取市の利用者数		環境に配慮した製品*を選んで使っている 区民の割合
2,555 人	6,500 人	11.6% 14%
(2020 年度)	(2024 年度)	(2020 年度) (2024 年度)

- ※ 環境に配慮した製品
 - ・ 天然由来成分や環境負荷が低い素材を使用した製品
 - エコマークや省エネ性マーク、再生紙利用マーク等が表示されている製品
 - ・ Rマークがついたプラスチック製品やリサイクルコットンを使用した衣類等

SDGSが目指す目標(ターゲット)との関連



9.4 資源利用効率の向上とクリーン 技術及び環境に配慮した技術・ 産業プロセスの導入拡大により 持続可能性を向上させる



17.17 効果的な公的・官民・市民社会のパートナーシップを推進する

① 資源化品目の拡充とリサイクルを促すしくみづくり

- ●集団回収の推進
- ●資源買取市の利用促進
- ●資源化できる布団類の再利用や繊維原料化することによる、貴重な繊維資源の循環 利用
- ●新たな資源化品目の検討

② 水の循環の推進

- ●水の大切さの啓発
- ●水をテーマにした展示や講演会などの実施
- ●節水の啓発と雨水・中水の利用促進
- ●地下水、湧水の現状把握と保全

柱3 生活環境の維持・保全























目標

公害等を防止し、より健康で快適な 生活環境の維持、向上を図る

現状と課題

大気、河川等の水質、道路騒音

区は、大気、河川、自動車騒音、道路振動について調査を行っています。

区内の環境は、近年、大気の NO₂ (二酸化窒素) や河川の BOD (生物化学的酸素要求 量)、DO(溶存酸素量)等については自動車の排気ガス規制や、下水道の普及等により、 良化しています。一方、大気の Ox (オキシダント類) など依然として都内広範囲で環境 基準未達成の項目もあります。

大気については、幹線道路沿いの自動車排気ガス測定(7地点1週間を年2回)やダイ オキシン類等の測定を行っています。ダイオキシン類の測定結果は環境基準を大きく下回 っています。

河川調査は、8河川1用水11地点において年4回実施しています。 水質は20年前と 比較すると大きく改善され、荒川等の河川については、環境基準を満たすまで良化してい ます。

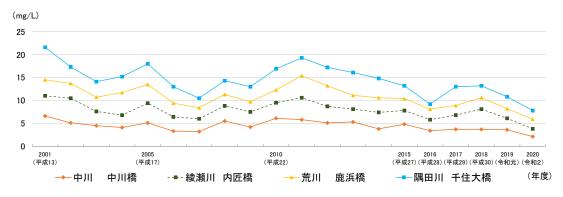


図 河川における BOD の経年変化

自動車騒音、道路振動は、自動車騒音常時監視(面的評価)や自動車騒音定点調査(リンク調査)などを行っております。道路振動は要請限度を超えた地点はありませんでしたが、面的評価の環境基準適合率は 100%にならず、環境基準を満たしていない測定地点もあります。

今後も、測定結果に基づき、関係機関との情報共有を行うなど対応していきます。





区内を流れる河川

2 公害規制事務

近年の公害苦情相談は、工場や指定作業場に対するものと比べ、解体・建設工事や、近隣トラブルが原因となる案件が多くなっています。特にここ2、3年は、労働形態の多様化による在宅時間の増加によりこの傾向が強くなっています。これらの案件の解決には、当事者間のコミュニケーションや、区が警察・消防等の関係機関と連携し対応することが重要です。

また、区は、公害防止のため、法令に基づき、工場等の設置時や特定の重機を使用する 建設作業実施時には事前に届出を義務付け、指導を行っています。アスベスト対策では、 令和4年4月から、一部の工事を除き、解体前のアスベスト含有調査結果の報告が義務化 されます。区では、この結果報告をもとに、アスベスト飛散防止のために、事業者への指 導と現場確認を強化していきます。



図 公害苦情の相談件数の経年変化 出典)足立の環境

2020 年のデータが公開 され次第更新

3 不法投棄

2015 (平成 27) 年度に「不法投棄 110番」を開設し、2018 (平成 30) 年度からは不法投棄通報協力員制度を開始し、不法投棄物の早期発見・早期撤去に取り組んできました。

不法投棄の個数は、年々減少傾向にありますが、減少幅に鈍化がみられます。引き続き、 区民や不法投棄通報協力員への啓発等を行い、早期発見・早期撤去に取り組んでいきます。



図 不法投棄処理個数の経年変化 出典)足立の環境

2020 年のデータが公開 され次第更新

4 落書き・違反広告物対策

ビューティフル・ウインドウズ運動推進により、落書きのないきれいなまちの実現を目指すため、2019 (平成31) 年1月から「落書き110番」(落書き相談専用ダイヤル)を開設し、区内の落書き情報を一元的に受け付けるとともに、2019 (令和元) 年度から民有地(鉄道、道路、電気、通信等の公共性の高い事業を営む者を除く) の落書き対策支援に取り組んできました。

2021(令和3)年3月末現在、相談受付件数266件に対し、261件の消去を完了しており、ビューティフル・ウインドウズ運動に寄与する取組としてまちの美化に一定の成果を挙げています。

区民からの通報に施設管理者と迅速に対応すると共に、区内の「落書き一掃」を目指していきます。

また、区では2020(令和2)年2月に「足立区違反広告物対策ガイドライン」を制定しました。ガイドライン制定以降、2021(令和3)年3月末現在、悪質な表示者等への立ち入りや指導は行われていません。違反広告物の除去数については、2018(平成30)年度43,928件、2019(令和元)年度39,085件、2020(令和2)年度33,963と減少傾向にあります。

自然の風景やまちの美観を損ねる「はり紙」「立看板」などの違反広告物の表示者等を厳しく取り締まり、美しいまちを実現していきます。

施策群3-1 生活環境の保全と公害対策の推進

生活環境(大気、騒音、振動、悪臭など)を維持・改善することは、健全かつ快適な暮らしを実現する上で、基盤となる取組みです。

各種法令に基づく調査、指導、対策推進等を適切に進めるとともに、苦情・要望に適切に対応できるしくみ、体制を構築します。

目標

■ 法令に基づく指導、対策と苦情への対応により、生活環境を維持・改善する

成果指標と活動指標

成果指標

公害苦情の相談件数【低減目標】

425 件 232 件 (2020 年度) (2024 年度)

活動指標

公害苦情相談の解決率 (解決件数/受付件数) 大気汚染防止法に基づく 工事現場への立入件数

110.6%[※] 100% (2020 年度) (2024 年度)

新規指標のため 実績なし 90 件

(2024年度)

※ 当該年度の相談件数と処理済み件数で算定しているため、年度をまたがる場合など、解決率 100%を上回るケース もある

SDGSが目指す目標(ターゲット)との関連



3.9 環境汚染による死亡と疾病の件数を減らす



11.6 大気や廃棄物を管理し、都市の 環境への悪影響を減らす

① 工場、事業場等への公害規制指導

●工場・指定作業場などの認可等における公害防止推進

●大気汚染の防止とアスベストの飛散や自動車排気ガス、光化学スモッグ、 ダイオキシン類への対策の推進	変更
○大気汚染の防止、アスベスト飛散防止対策の推進、自動車排気ガス対策の推進、光化学スモッグ対策の充実、ダイオキシン類対策の推進→ 統合	変更前
●水質汚濁の防止と河川水質浄化対策の推進	変更
○水質汚濁の防止 河川水質浄化対策の推進→統合	変更前

●土壌・地下水対策の推進

●騒音・振動・悪臭の防止と自動車騒音対策の推進 変更 ○騒音・振動の防止、悪臭の防止、自動車騒音対策の推進→統合 変更前

- ●地盤沈下の防止
- ●有害化学物質の適正管理制度による排出量抑制の推進
- ●環境アセスメント

② 大気、水質、騒音等の定期的な調査

- ●大気汚染の調査
- ●河川水質の調査
- ●自動車騒音・道路振動の調査
- ●空間放射線量の調査
- ●各調査結果の情報提供

③ 公害苦情の相談への対応

- ●公害苦情の相談受付体制の充実
- ●公害防止支援の推進

4 土地・建物の適正な管理の推進

- ●迅速な現場確認などによるごみ屋敷等対策の推進
 - ◆ 医療・保健・介護・福祉等関連所管との連携
 - ◆ 日常的な見守りなど再発防止策の実施

- ◆ 空き家・空き地の所有者に対する管理適正化の啓発
- ●不法投棄予防対策の推進
 - 土地、建物所有者の適切な管理による不法投棄の予防



施策群3-2 快適で美しいまちづくり

快適な生活を送るためには、環境や景観に配慮したまちづくりを促進していく必要があります。安全かつ快適な環境を整備するとともに、美化活動及び良好な景観保全を推進し、 美しい環境のまちをつくります。

目標

■ 地域の美化活動や不法投棄・ごみ屋敷対策により、きれいなまちをつくる

成果指標と活動指標

成果指標

ごみがなく地域がきれいになったと感じる区民の割合

足立区基本計画 新規指標のため 実績なし

50%

(2024年度)

活動指標

ごみゼロ地域清掃活動の参加者数

不法投棄処理個数【低減目標】

53,113 人

80,000 人

8,491 個

7,298 個

(2020年度)

(2024年度)

(2020年度)

(2024年度)

SDGSが目指す目標(ターゲット)との関連



- 11.3 参加型・包摂的・持続可能な人間居住計画・管理能力を強化する
- 11.7 緑地や公共スペースへのアクセ スを提供する



① 安全、快適を実現する計画的なまちづくりの推進

●地区環境整備計画に基づく地域特性を生かした区民主体のまちづくりの 推進と地区まちづくり組織の活動支援

変更

○地区環境整備計画に基づく地域特性を生かした地区まちづくりの推進、地区まちづくり組織の活動支援→統合

変更前

- ●建て替え時のルール適合の誘導による良好な居住環境づくりの展開
- ●建築紛争予防条例に基づき、建築計画に伴う日照阻害等の意見要望に関して事業 者等を指導
- ●環境整備基準及びワンルームマンション条例による民間事業者への指導
- ●老朽危険家屋の所有者に対する適正な維持管理の指導
- ●無接道家屋の建替え誘導

●ブロック塀等カット工事の支援

追加

●生垣や植込地、屋上緑化など「みどりを増やす」工事の支援

追加

2 美しいまちの創出と維持

●不法投棄総合窓口と関係所管の連携による迅速な対応と不法投棄の再 発防止	変更
○不法投棄総合窓口と関係所管の連携による迅速な対応、不法投棄の 再発防止→統合	変更前
●花いっぱいコンクールや清掃美化活動実施団体、ながら見守り活動などの地域の美化活動を推進するビューティフル・パートナーの拡大	変更
○地域の美化活動の支援、地域の美化活動の活性化と拡大	変更前
●歩行喫煙防止対策の推進や喫煙所の整備改良	変更
〇歩行喫煙防止対策の推進	変更前

- ●放置自転車の防止
- ●規制誘導を通じた景観形成の推進
- ●景観資源を活かした景観形成の推進

柱4 自然環境・生物多様性の保全

■足立区生物多様性地域戦略















目標

「ひと」と自然が相互に関わっていることを 認識し、多様な生物と共生できるまちをつくる

現状と課題

1 保存樹木・樹林

現在確認中

市街地に残された大樹は地域の貴重な財産です。区では、一定の要件を満たした樹木・ 樹林を、「保存樹木・樹林」に指定し、維持管理費用等の一部を助成しています。

2021(令和3)年4月1日現在で、保存樹木として●●本、保存樹林として●●㎡を指定しています。

開発などにより、昔から残る屋敷林などの緑が減少している状況があるなか、区民の理解と協力を得ながら、今ある緑の保全に取り組むとともに、新たな緑地の創出を強化していく必要があります。

2 河川に生息する魚類

区内を流れる4河川(荒川、綾瀬川、垳川、毛長川)6地点において、生息する魚類を継続的に調査しており、2020(令和2)年度には、合計9目14科33種の生息を確認しました。近年の4河川合計の確認種数は26種から33種の間で推移していますが、浚渫工事の影響とみられる減少など、その年の河川の状況により確認種数にも変化がみられています。

調査している河川においては、両岸直立護岸の直線的な箇所が多いため、魚類の生息・ 産卵環境となるような、池や湿地等のビオトープや人工的なワンド・干潟などの環境を増 やしていくことが望まれます。

また、チャネルキャットフィッシュやブルーギルといった特定外来生物も多く確認されており、在来種への悪影響が懸念されていることから、観賞魚等を野外に放たないといった啓発活動が必要です。

3 区でみられる野鳥

区内の40地区において、野鳥の生息状況(種名、個体数、場所、営巣および給餌等の行動)を継続的に調査しており、2020(令和2)年度には、●●種を確認しました。種数はほぼ横ばい傾向で推移していますが、個体数は減少傾向にあり、近年では、2001(平成13)年度の確認個体数のピーク時より、約4割も減少してきています。

そのため、野鳥の生息環境を保全するとともに、野鳥に関して関心を持ってもらうこと、「餌付けしない」「鳥との距離を保つ」「繁殖期には巣に近づかない」といった観察時のルールを心がけてもらうこと等について、区民に対する啓発活動が必要です。



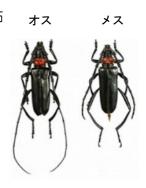


区で見られる野鳥

4 特定外来生物対策

区では、2020(令和2)年9月に、サクラやウメなどを食害し枯らせてしまう外来昆虫「クビアカツヤカミキリ」が発見されたことにより、全区有・区管理施設で樹木の緊急点検を実施し、区内2施設、合計5本の樹木にクビアカツヤカミキリのものと思われる被害を確認しています。

新たに確認された特定外来生物に対しては、専門家と相談のうえ、注視しながら適切な対応を行っていくとともに、区民への周知徹底が必要です。また、その他の外来生物に対しても、引き続き「入れない、捨てない、拡げない」の原則を周知していく必要があります。



出典 足立区 HP

5 自然観察・体験の実施

生物園や都市農業公園などの区施設では、自然や生物とふれあうイベントを開催しており、荒川ビジターセンターでは、荒川河川敷の身近な自然を活用し、親子参加型の自然観察会や自然体験を実施しています。

また、区では、友好都市(新潟県魚沼市、長野県山ノ内町、栃木県鹿沼市)と連携し、 自然観察、農業や森林での体験など区内では難しい環境活動の機会を提供し、参加者の環 境への意識を高め、友好都市との交流を深める活動も実施しています。

すべての生物は、食をはじめ、さまざまな生物の恵みで支えられており、私たちの日常 の暮らしも、多様な生物とつながっています。

そのため、区内の身近な自然を知り、多様な生きものが暮らせる自然環境を守り、育む ことの大切さを学ぶことは、これからの将来を担う子どもたちにとっても、とても大切な ことであり、学び体験できる場の提供が求められます。 私たち人間は生物であり、食料や医療の面をはじめとして、私たちの暮らしは、生物と切っても切り離せません。日々の暮らしが生物とのつながりで支えられていることや、人間の活動が生物多様性に影響を与えていることなどを、わかりやすく示すことで、生物多様性への理解を深め、生物多様性に配慮した行動を促します。また、身近な区内の生物調査や緑化などに関する話題を活用しながら、生物多様性に関する情報を幅広い世代へ提供します。

目標

■ 自然や生物とのふれあいを通じて、生物多様性の大切さを理解する

成果指標と活動指標

成果指標

自然環境を大切にすることを心がけている区民の割合

世論調査の新規項目、2021年度実績を踏まえ目標値を設定

活動指標

生物とふれあう事業の参加者数

自然や生物に関する情報発信回数

28,813 人*

310,240 人

3,094 回

3,200 回

(2020年度)

(2024 年度)

(2020年度)

(2024年度)

※ 新型コロナウイルス感染者の影響により事業縮小

SDGSが目指す目標(ターゲット)との関連



11.7 緑地や公共スペースへのアクセスを提供する



- 15.5 絶滅危惧種の保護と絶滅防止のための対策を講じる
- 15.8 外来種対策を導入し、生態系へ の影響を減らす

① 自然や生物への関心を高める取組みの推進

●区内の絶滅危惧種や外来種、貴重な自然に関する情報提供	変更
○身近な生物の情報提供	変更前
●生物園などの区施設における自然や生物とふれあうイベントの開催	追加
●荒川河川敷などの身近な自然を活用した自然体験、観察会の実施	追加
●あだちの野鳥やあだちの川の魚たちなどの区内でみられる自然や生きも のについて紹介する冊子をはじめ、SNS などのツールも充実	変更
〇あだち自然ガイドの充実	変更前
●保育園や学校におけるみどりのカーテンの設置	
●公園おでかけマップの活用や SNS などによる公園の魅力の発信	追加
●緑の協力員の再構築	追加
●危険な外来生物の情報発信	追加
クビアカツヤカミキリ等、区民の健康や財産に被害を与える危険のある 外来生物に関する生態や被害予防のための情報の提供	追加
●HP を活用したあだち生き物図鑑への投稿と生育・生息情報の公開	追加
◆ 区民や事業者から日常生活や事業所周辺で見つけた生きものの投稿の 募集とあだち生きもの図鑑の公開	追加

② 自然体験や生物とふれあう機会の充実

●生物園や都市農業公園、水辺等における講座や自然観察、体験学習の 実施	変更
〇生物園、都市農業公園等における講座や自然観察、体験事業の実施	変更前

- ●友好都市等と連携した自然体験事業の実施
- ●営農継続が難しい農地を体験の場として区民農園や体験型農園として活用
- ●自然や生物とふれあうことができる場の情報提供
 - ◆ 動物園、植物園、博物館など、自然や生物とふれあうことができる場の情報提供

③ 生物多様性に対する理解の促進

- ●小中学生向けの情報発信
 - ◆ 小学校高学年を対象にした環境学習ワークブックとこれに連動したデジタ ル教材を配布

変更

•	環境スタートブックの改定。	子ども向けパンフレットの作成など
---	---------------	------------------

変更前

- ●日常生活と結びつけた普及啓発
 - ◆ 食べ物、衣服、医薬品等と多様な生物とのつながり
 - 大気や水、土壌の良好な環境を生み出す生物の役割など
- ●家庭でできる身近なみどりの保全と創出
 - ◆ 庭やベランダの鉢植え、みどりのカーテンなどの普及
- ●生物多様性にふれることができる場の活用や生物多様性保全に関するP Rの推進、区民参加型野鳥観察会、区民参加型生き物調査などの生物多 様性に係る事業活動の促進

変更

○生物多様性に係る事業活動の促進

変更前

- 生物多様性キャンペーン、特別展示やイベントの開催
- ◆ 区の生物・自然のシンボルとなるものの活用
- ペイン・パネル展示や生物をテーマにした講演会の実施
- ◆ パンフレットやハンドブックの作成と配布

④ 区内の身近な生物の調査と生息環境の保全

- ●魚類調査の実施と結果の公表
- ●野鳥モニターによる野鳥調査の実施と結果の公表
- ●専門家と連携した区民参加型生物調査や子どもを対象とした体験学習を 兼ねた生物調査の実施○子どもを対象とした体験学習を兼ねた生物調査の実施変更前

●外来種等の生息調査や侵入・拡散防止及び駆除の実施

追加

施策群4-2 自然環境の保全と創出

私たちの身近にある緑は、生物が生育・生息するための場所として、生物多様性の保全に貢献するとともに、温暖化の緩和や景観形成、防災、地域振興等、様々な役割を果たしています。この大切な自然環境を次世代に継承し、持続可能な社会を維持していくために、区内にある自然環境を守りつつ、身近な暮らしのなかで、緑を創出していきます。

目標

■ 身近な自然環境を守り、増やす

成果指標と活動指標

成果指標

まちなかの花や緑が増えていると感じる区民の割合

27.2% (2020 年度) 31.6% (2024 年度)

活動指標

保存樹林指定箇所数(累計)

緑豊かな景観形成に取り組む団体・区民の数

25 箇所

30 箇所

1,312

(2020年度)

(2024年度)

(2020年度)

(2024年度)

実績確認中

SDGSが目指す目標(ターゲット)との民国



- 15.1 陸域・内陸淡水生態系及びそのサービスの保全・回復・持続可能な利用を確保する
- 15.2 森林の持続可能な経営を実施 し、森林の減少を阻止・回復と 植林を増やす



① 緑地、樹木、農地、河川等の自然環境の保全

- ●区民・団体等が実施する活動の支援による公園や樹林地などの身近なみどりの保全
- ●保存樹林、特別緑地保全地区の指定
- ●農地の保全及び適切な維持管理の促進
- ●区内外を流れる荒川などの河川と沿川を生きものが息づく自然地として維 持•保全

追加

② 生物多様性を考慮した緑化や公園等の整備と維持管理

●緑化基準に基づく緑化の推進と身近なみどりの創出	変更
○緑化基準に基づく緑化の推進、身近なみどりの創出→統合	変更前
●民間施設への緑化指導	
●地区計画による公園やみどりの確保	
●公園の維持管理における生物多様性への配慮と生息する生物のわかり	変更
やすい見せ方の工夫	及文
○公園の維持管理における生物多様性の配慮、公園に生息する生物の	変更前
わかりやすい見せ方の工夫→統合	发 史削
●区民参加型の公園づくりと多様な協創事業の展開	変更
○区民参加型の公園づくり	変更前
●自主的活動団体登録制度の創設	追加
●空き地の適正な管理・活用の支援	追加

学びと行動のしくみづくり 柱5

■足立区環境教育等行動計画



























目標

すべての「ひと」が環境について共に学び、 行動するしくみをつくる

現状と課題

1 子どもたちの環境学習

区では、小・中学生を対象とした環境学習メニューとして、環境問題やSDGsをテー マとした講座を出前方式で実施しています。

2021 (令和3) 年4月からは、ICT教育に対応した新しい環境学習教材として、 環境学習専用のウェブサイトもスタートしています。 小学校4~6年生にはウェブサイト と連動するワークブック、小学校1~3年生には環境問題やSDGsを楽しく学べる啓発 冊子を配付しています。

近年では異常気象や海洋プラスチック問題などがクローズアップされており、今後も新 たな環境問題の発生が想定されます。このため、環境学習専用のウェブサイトをはじめ、 環境学習教材についても、常にアップデートしていく必要があります。

今後は、感染症拡大など、対面方式での学習が困難となる状況にも対応できるよう、オ ンラインによる学習も充実させていく必要があります。また、環境学習メニューでいかに 子どもたちの行動変容につなげていくかが課題です。





あだち環境学習サイト

2 環境を学ぶ施設や機会

区では桑袋ビオトープ公園、生物園、都市農業公園などでの各種体験プログラムや、自然とのふれあいを目的とした、荒川や垳川での自然観察会を実施しています。

また、小中学生向けの出前講座や大人向けのあだち環境ゼミナール実施により、多くの世代に環境学習の機会を提供しています。

今後は、自然環境に関するイベントや講座での地球温暖化対策に関する更なる意識啓発や、参加者への二酸化炭素排出削減に向けた具体的な取組の促進につなげていくことが求められます。





自然観察会の様子

3 区内事業者、団体による環境活動

区には、団体、事業者及び事業者で構成する団体の環境活動に関する情報発信、環境活動における相互の交流及び連携の強化、区の環境行政との協働を目的とした登録制のネットワーク「エコ活動ネットワーク足立 EANA(いーな)」があります。現在の登録団体数は91です(2021〔令和3〕年3月末現在)。2019(令和元)年度に3件、2020(令和2)年度に4件の新規登録があり、登録団体数は増加傾向にあります。

今後は事業者や団体が取り組んでいる環境活動の現状における問題点を把握しつつ、それを情報提供・共有することにより、SDGsの「誰一人取り残さない」精神で、これらの活動を活性化させていく必要があります。また、EANAを団体・事業者が相互に連携するしくみに発展させていくことが求められます。

4 リーダーの育成

区では、「あだち環境ゼミナール」をはじめ、環境に関する様々なテーマについて、学 習会や講座を実施しており、多くの参加者がこれらを修了しています。

あだち環境ゼミナールでは幅広い年齢層の参加者が全 10 回の講座を受講しています。 2020(令和元)年度は 16 人が参加し 12 人が課程修了、2021(令和 2)年度は 24 人が参加し 21 人が課程を修了しており、参加希望者は増加傾向にあります。

学習会や講座の修了者が、地域や職場で環境活動を広げていくリーダーとして活躍できるように、さらなる人材の育成と活躍の場づくりを進めていく必要があります。

施策群5-1 環境意識の向上と行動する人材の育成



環境に関するさまざまな情報をわかりやすく提供することは、環境に関心を持つための 欠かせない取組みです。さまざまな形での積極的な環境情報の発信や、環境イベントの開 催で環境意識を向上します。

目 標

■ 高い環境意識を持って行動する人を増やす

成果指標と活動指標

成果指標

ごみの分別や公共交通機関の積極利用など、日頃から環境への影響を考えて具体的に行動していると答えた区民の割合

世論調査の新規項目、2021年度実績を踏まえ目標値を設定

活動指標

環境に関する情報発信回数

環境学習プログラムに参加し、 修了した人の数(累計)

330 回

(2020年度)

420 回

878 人

958 人

(2024年度)

(2020年度)

(2024年度)

SDGSが目指す目標(ターゲット)との関連



4.7 教育を通して持続可能な開発に 必要な知識・技能を得られるよう にする



① 環境に関する情報、環境配慮行動の発信

山 塚	現に関する情報、環境的應行動の光信	
	●環境情報の収集、整理と使いやすい形での提供	
	→ 環境への興味を持たせ、関心を高めるための情報の提供	
再掲▶	→ CO₂ 排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発信	変更
再掲▶	→ 区内の絶滅危惧種や外来種、貴重な自然に関する情報提供	変更
再揭▶	→ 自然や生物とふれあうことができる場の情報提供	
再掲▶	→ 生物多様性に関する小中学生向けの情報発信	
再掲▶	→ 生物多様性に関する日常生活と結びつけた普及啓発	
再掲▶	→ 公園おでかけマップの活用や SNS などによる公園の魅力の発信	追加
再掲▶	→ CO₂ 排出実質ゼロに向けた区民・事業者の行動変容を促す情報発 信	変更
再掲▶	→ Aメールやクックパッド「東京あだち食堂」等を通した旬の食べものや食材産地消の啓発	才の地
再掲▶	→ 省エネルギーにつながる高効率で環境に配慮した設備・機器の情報提供・普及促進	変更
再掲▶	→ 区内外を流れる荒川などの河川と沿川を生きものが息づく自然地として維持・保全	追加
再掲▶	→ 住宅の省エネ性能表示制度の PR	
再掲▶	→ ごみの出し方や分別のわかりやすい PR	
再掲▶	→ ごみ出しアプリなど情報提供の多言語化推進	
再掲▶	→ 処理経費の発信等ごみ施策の「見える化」の強化	
再掲▶	→ Rのお店の紹介等 PR による、ごみ減量・リサイクル推進店の利用促進	
再掲▶	→ 区民、区内事業者への排出ルールの周知徹底	
	→ 適切なペット飼育の啓発	
	ず一タや科学的知見などの情報提供	
再掲▶	→ 電力会社別の CO₂排出係数など、低炭素なエネルギーを選択するための 提供	の情報
再掲▶	→ 大気、水質、騒音等の調査結果の情報提供	
	→ 魚類や野鳥の調査結果の公表	

再掲▶	→ 区内の絶滅危惧種や外来種、貴重な自然に関する情報提供	変更
	●環境活動に取り組む団体等の情報提供	
	●SNS を活用したタイムリーな情報発信	
	季節や場面に応じた具体的な行動の発信	
2 環	境への意識を高める場や機会の提供	
	●環境学習拠点の利用拡大や施設が提供するプログラムの充実、あり方の 検討	変更
	○拠点となる施設が提供するプログラムの充実	変更前
	●環境イベントやキャンペーンの展開	
再掲▶	◆ 省エネキャンペーンの実施	
再掲▶	◆ 事業者やNPO等と連携した資源ロスに関する啓発イベントの実施	変更
再掲▶	イベント等におけるリュース食器の利用促進	
	●公共施設での展示、PR の実施	
再掲▶	水をテーマにした展示や講演会などの実施	
再掲▶	◆ 生物多様性にふれることができる場の活用や生物多様性保全に関するP Rの推進、区民参加型野鳥観察会、区民参加型生き物調査などの生物多 様性に係る事業活動の促進	変更
再掲▶	→ 生物多様性キャンペーン、特別展示やイベントの開催	
	●パンフレットやハンドブック等の作成と配布による環境意識の醸成	
	◆ 省エネガイドブック・パンフレットの作成と配布	
③ 幼	児向け環境教育の推進と体験の機会の提供	
	●保護者を巻き込んだ幼児向け環境学習の推進	
	●親子で参加できる自然体験イベントの実施	
再掲▶	生物園や都市農業公園、水辺等における講座や自然観察、体験学習の 実施	変更
	→ 荒川や垳川での体験イベントなど	
再掲▶	◆ 友好都市等と連携した自然体験事業の実施	
	●保育園等で実施できる環境学習プログラムの提供	
再掲▶	●保育園におけるみどりのカーテンの設置	

●専門家と連携した区民参加型生物調査や子どもを対象とした体験学習を 兼ねた生物調査の実施

④ 小中学生向け環境学習の推進

再掲▶ ●生物多様性を理解し、行動につなげるための情報発信

- ●小中学生が自ら取り組むプログラムの実施
 - ◆ 小学校高学年を対象にした環境学習ワークブックとこれに連動したデジタ ル教材を配布

変更

変更

●学校外で自然体験や学習に取り組む機会の提供

再掲▶

◆ 生物園や都市農業公園、水辺等における講座や自然観察、体験学習の 実施

変更

→ 荒川や垳川での体験イベントなど

再掲▶

- ◆ 友好都市等と連携した自然体験事業の実施
- ●環境学習ツール活用のための教員向け研修会の実施
- ●地域団体等が実施する子ども向け環境学習の支援

再掲▶

●専門家と連携した区民参加型生物調査や子どもを対象とした体験学習を 兼ねた生物調査の実施

変更

●小中学生向けの出前講座の実施

追加

5 大人向け環境学習の推進と人材の育成

- ●あだち環境ゼミナール等講座の実施による新たなリーダーの育成
- ●育成したリーダーの活躍の場の提供
- ●ミニ講演会や見学会などの機会提供
- ●入門、中級、上級など段階に応じた学習機会の提供
- ●職員が環境について学ぶ機会を創出

追加

◆ 環境以外のさまざまな講座も活用し、環境行動のきっかけとする

施策群5-2 環境保全活動の拡大



環境に興味、関心を持った方々に、より深く学ぶ機会を提供するとともに、積極的に行動するリーダーを育成します。特に、次世代を担う子どもたちが、発達段階に応じて、自然と環境行動が身につくきめ細かな学習プログラムを進めていきます。

目標

■ 環境配慮行動に取り組む人を増やし、活動を広げていく

成果指標と活動指標

成果指標

自主的な環境保全活動数

992 回

1,400 回

(2020年度)

(2024年度)

活動指標

区が実施する環境配慮を促す事業の数

エコ活動ネットワーク足立の登録団体数

60 事業

80 事業

91団体

95 団体

(2020 年度)

(2024年度)

(2020年度)

(2024年度)

SDGSが目指す目標(ターゲット)との関連



4.7 教育を通して持続可能な開発に 必要な知識・技能を得られるよう にする



① 環境に配慮した行動を促すしくみづくり

●身近な環境行動に取り組むしくみの強化

再掲▶ ◆ 資源買取市の利用促進

・ 花いっぱいコンクールや清掃美化活動実施団体、ながら見守り活動などの・ 地域の美化活動を推進するビューティフル・パートナーの拡大

変更

再掲▶ ●環境活動に取り組む団体等の情報提供

- ●環境基金助成による活動支援
 - ◆ 先導的な研究活動、地域での実践活動など
- ●事業者や研究機関と連携した取組みの推進
- 再掲▶ ◆ 事業者の省エネ行動の拡大
 - → エネルギー使用量を把握し、削減を促すしくみの利用拡大
 - 再生可能エネルギーの利用促進
- **再掲▶** あだち・そらとつながるプロジェクトの活用
- 食品ロス削減につながるフードドライブやフードバンク、フードフェアリング再掲▶の推進

変更

- 再掲▶ ◆ Rのお店の紹介等 PR による、ごみ減量・リサイクル推進店の利用促進
 - ●環境に配慮した活動を発表する場や表彰制度の検討
- 再掲▶ ◆ 優良排出事業者への感謝状の贈呈
 - ●環境行動の具体的な効果の情報提供
- 再掲▶ ・ 効果的な補助制度と継続的な普及のしくみの検討

変更

- ●無理なく継続できるしくみの検討
- ●多様な協創事業の展開

追加

●森林環境基金の活用

追加

② 環境保全活動のネットワークづくり

- ●エコ活動ネットワーク足立(EANA)の活性化
- ●環境保全活動に取り組む事業者、団体等の情報収集と活用
 - 事業者、団体のデータベース化など
- ●子ども、地域、事業者などの取組み発表の機会の提供
- ●各拠点施設の合同活動報告会の開催

	●各主体をコーディネートする人材の育成	
再掲▶	●緑の協力員の再構築	追加
再掲▶	●自主的活動団体登録制度の創設	追加